

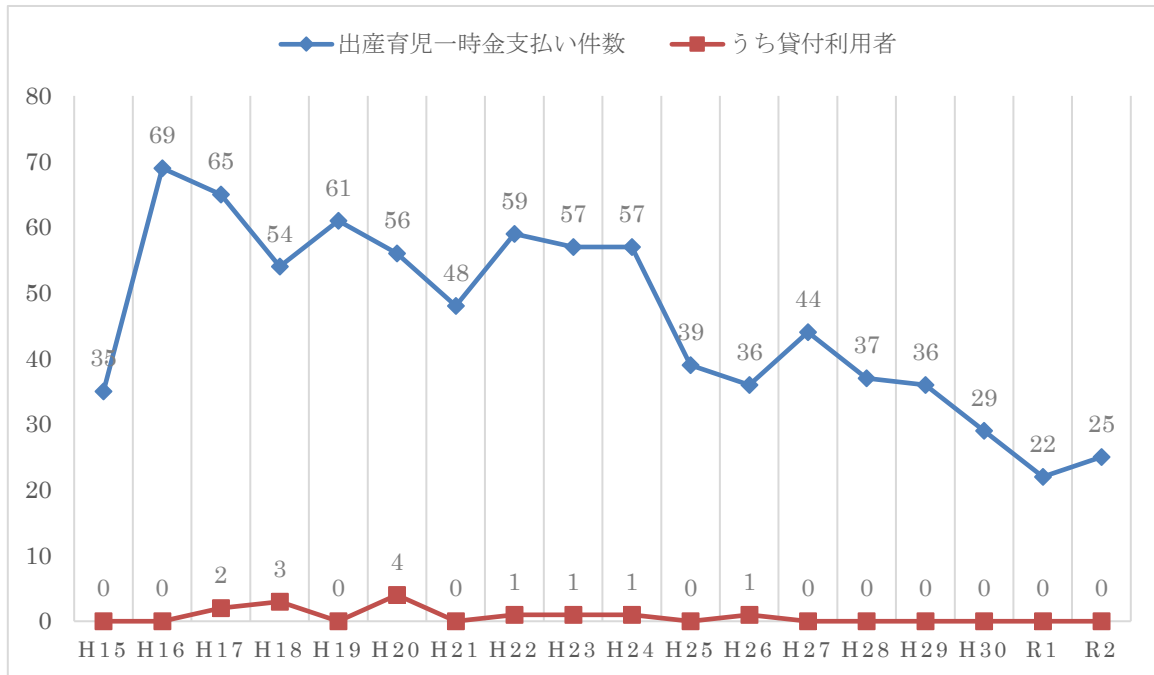
## 出産費資金貸付基金の廃止検討について

### 1 概要

出産費資金貸付けは、平成 13 年度に出産育児一時金の支給が見込まれる世帯に対し支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金貸付を行う事で、経済的負担の軽減を図ることを目的として旧戸倉町で制定され、合併後も継続中です。

平成 21 年 10 月から、医療機関等において被保険者等が申請及び受取について代理契約を締結するのみで窓口で出産費用を支払わずに済む「直接支払制度」が導入されたことから、平成 26 年度を最後に貸付の利用者がいない状況です。

### 2 合併後の出産一時金の支給状況



### 3 検討内容

出産育児一時金により貸付制度の利用者が今後も見込まれないため、千曲市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止したい。

ただし、千曲市国民健康保険出産費資金貸付要綱については、出産育児一時金では支払いまでに時間がかかることから利用者の利便性を考え、また、他市の状況も勘案し継続したい。

#### 1 9市の状況（各市ホームページより）

	貸付制度	基金条例	要綱/規則		貸付制度	基金条例	要綱/規則
長野市	○	—	要綱	中野市	—	—	—
松本市	—	—	—	大町市	—	—	—
上田市	—	—	—	飯山市	—	—	—
岡谷市	○	—	規則	茅野市	—	—	—
飯田市	○	—	規則	塩尻市	○	—	規則
諏訪市	○	—	規則	<b>千曲市</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>要綱</b>
須坂市	○	○	規則	佐久市	○	—	規則
小諸市	○	—	規則	東御市	—	—	—
伊那市	○	—	要綱	安曇野市	—	—	—
駒ヶ根市	—	—	—				